

平成27年度事業計画

1. はじめに

マスコミの報道ではアベノミクスの効果が現れ、景気は上昇傾向にあり、大企業の賃金のベースアップは昨年を上回っているとのことである。また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、景気は、年を追うごとによくなっていくであろうと喧伝されているが、今のところ、その効果が我々司法書士界には及んでいないのが、現状である。

(1) このような社会状況の中、司法書士界の現状を眺めると、多大な時間とエネルギーを注いだ司法書士法改正については、平成26年度の日本司法書士会連合会の定時総会において司法書士法改正要綱が承認されたが、その後は混迷を極め、遅々として進展していない。そのような状況下、東京司法書士会においては、司法書士法改正対策委員会の多大な尽力によって作成された司法書士法改正に対する答申書を日本司法書士会連合会に提出した。答申書の内容を実現すべく、日本司法書士会連合会に対して、提言していく所存である。

(2) 東京司法書士会の会務執行は、誰のために、何のために存在するのであろうか。それは根本的には会員のために存在し、業務の維持発展のために存在するものである。このことを、常に念頭に置きながら、東京司法書士会が取り組むべき事項の内、特記すべき事項を記載しておく。

①依然として会員に対する求心力が向上していないのが、大きな問題の一つであろう。今年度、ウェブ投票を採用するという投票方法の抜本的な改正を行い、役員選挙を実行したが、投票率は伸びたものの、それでも50%を下回った。結局、機構を改革しても、個々の会員の意識を改革しなければ、求心力は十分には高まらないことが、より鮮明になった。

よって、今年度は、これまでに増して密度の高い対話集会を開催し、会員の東京会に対する連帯感を向上させる所存である。また、支部活動こそが、東京司法書士会の事業の原点であることを改めて認識し、支部長会を通して、会員のニーズを収集していく所存である。

②東日本大震災から4年が経過したが、復興は遅々としてあまり伸展していないように見受けられる。

東日本大震災で被害に遭われた方々に対する支援については、これまでの経験を生かして、全国の会員に対して風化させないように呼びかけていく所存である。また、支援の内容については、「心のケア」等被災された方々のニーズに即したものにしていく所存である。

そして、我々の経験を、来るべき震災に備えてマニュアルとして残すよう、努める所存である。

その他の事業計画については、詳細は各部の事業計画に譲るが速やかに、誠実に、かつ着実に実行していく所存である。

2. 東京司法書士会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

(1) 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。

(2) 高度情報化社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備並びに組織改善を図る。

(3) 簡易裁判所における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司

法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。

(4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

(1) 法改正対策

司法書士法、不動産登記法、民法を始めとする、業務に関連する法改正についての動向を注視し、対応をする。併せて、社会問題化している空き家問題・所有者不明の不動産の問題において、司法書士がその問題解決の一助となるための方策を検討し提言を行う。

日本司法書士会連合会が、喫緊の課題としている司法書士法改正については、東京司法書士会が制度を牽引すべく引き続き検討を継続する。

また、我々司法書士の主要な業務である不動産登記についても、登記原因証明情報制度における書面作成権限の関与の在り方などの検討を含め、次期法改正に向けて、検討準備をする。

さらに、改正後の会員の業務に支障なきよう、改正後の業務に関する研修も時宜に応じて、遺漏なきよう努める。

つぎに、供託・成年後見登記及び電子公証手続のオンライン申請システム及び登記情報提供サービスの運用に伴い、オンライン申請の普及、促進につき、法務局に対しても情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

(2) 司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする、司法書士倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正職務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター（すてつき）」のより一層その充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を再検証し、空き家問題などの司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図ることによって、司法書士制度の社会的有用性をアピールする。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に関しても、司法書士の必要性を、より一層確立していく。

(3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、他士業との連携を図るなど情報収集の窓口を可能な限り広げ、厳正に対処する。

(4) 組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

また、会内合意形成過程の透明性を実現するため、会議の情報公開などに努める。

さらに、多くの会員の意見が執行に反映されるべく、会員との直接対話集会を、引き続き開催する。

(5) 成年後見制度への対応

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図るとともに、会員の不正業務の再発防止に努める。

(6) 多重債務問題・自死問題・消費者問題への対応

自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

(7) 東日本大震災からの復興への対応

関連団体と連携を図り、東日本大震災復興支援対策本部及び東日本大震災相談対策委員会において、被災地及び仮設住宅等における適切な施策を実施するとともに、被災地及び被災会と直接連絡を取りながら、現場の要請を最優先とした支援を行う。

(8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

(9) 事業見直し

拡大する東京司法書士会事業について、個々の事業を見直すことにより、適正な会費設定を目指す。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度の更なる向上を目指し、様々なメディアを通じて、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。